

○専務員任用要綱の制定について

(平成17年9月8日例規第20号)

この要綱は、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部が行う専務員の任用候補者の選考及び専務員の任用に当たっての基準等に関し、必要な事項を定めたものです。